



釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和 6 年
4 月

1 釜石支部主要企業訪問

取材協力：公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部

株式会社テツゲン東北支店様の取組事例を紹介します。

株式会社テツゲン東北支店

小型カメラの活用

作業員が小型カメラをヘルメットや胸に着けて、点検作業などの撮影（約 10 分に編集）をします。後日、支店内 8 か所の拠点をつなぎ一斉毎月「動画視聴報告会」を開催し、作業方法などの改善を図っています。動画で確認することで、作業手順書との乖離、不安全行動や作業員の癖などの気付きにつながっています。この方法を活用して、「作業標準」を動画で作成しています。従来の紙の作業標準に比べ動画は、具体的な色やボルトの締め具合など今まで伝えにくかったことが、誰が見てもわかりやすくなりました。



安全カレンダー

過去の重災、休業災害、不不休災などを書き込んだ「全社安全リメンバーカレンダー」を作成し、毎月その内容を確認し、災害を風化させない工夫を行っています。また、年間の標語を全社員から募集し優秀作品をカレンダーに掲載しています。



非常時の備えなど

毎年 3 月には、防災備品の確認、消費期限の確認、発電機の試運転などの防災訓練を行っています。また、自然災害に備え可搬式発電機の設置、動作確認、汚水マンホール内の点検、訓練チェックなどの BCP 訓練も行っています。



安全パトロールの生中継

Web 会議用アプリを用いて、安全パトロール（規定の作業など）の様子を企業の全拠点に生中継し、一斉に視聴することにより、統一した安全作業や作業方法の改善に結びついています。

安全見守りシステム

一人で作業をする作業員の異常事態（転倒、転落及び不働など）が発生した際、自動的に感知し、24 時間体制の監視室に知らせてくれる「安全見守りシステム」を導入しています。一人で作業をする作業員は、勤務時間中専用のスマホを携帯し、作業を行っています。



下水など酸欠、硫化水素発生職場では、空気呼吸器装着の訓練も定期的に行っています。

また、労働災害防止には対話が欠かせないので、毎年、支店長が全社員と面談対話を行っています。

工場の屋外の安全通路が明確に表示・区別されていました。



2 労働災害発生状況

岩手労働局の発表もご確認ください。

【令和 5 年労働災害（2 月末現在）】

8 4 件（コロナ除き 79 件）（前年同期 1 2 8 件（同 93 件））
死亡災害 0 件（同 3 件）

【令和 6 年労働災害（2 月末現在）】

7 件（前年同期 1 0 件）
死亡災害 1 件（同 0 件）

【2 月届出の労働災害】

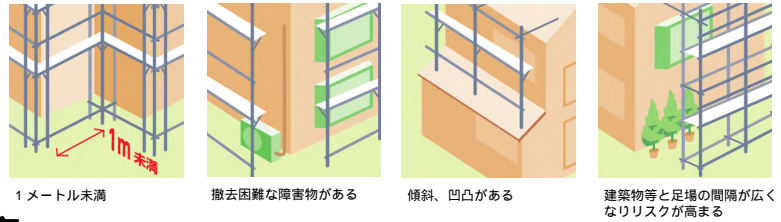
午後 4 時過ぎに工場から事務所に移動中、凍結した路面（大槌町内）で滑り転倒、右手首を骨折し休業見込み 2 か月（40 歳代、女性労働者）

3 一側足場の使用範囲の明確化（令和6年4月1日施行）

土地の幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として一側足場ではなく、本足場を使用する必要があります。

ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではありません。

足場からの墜落防止措置リーフレット



4 SAFEアワードの受賞事例の決定

令和6年2月9日、SAFEアワードの令和5年度受賞事例が以下のとおり発表されました。部門ごとにゴールド、シルバー、ブロンズなどの各賞があります。

SAFEアワードの受賞事例

厚生労働省 SAFEコンソーシアムポータルサイト

KAO やってみよう!かんたんセルフフェック

安全な介護の職場づくり

イオン1分間体操の実施

腰痛予防 従業員の体力と動作ハローチ

エイジフレンドリーな職場の実現に向けて

5 もっと自分らしい働き方休み方

春の連続休暇には、ココロとカラダ、リフレッシュ。年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう。

もっと自分らしい働き方休み方リーフレット



6 フリーランスの取引に関する新しい法律

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が令和5年5月12日に公布されました。令和6年秋頃までに施行される予定です。この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
フリーランスの方の就業環境の整備
を図ることを目的としています。

一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

フリーランスの取引に関するリーフレット

フリーランスの取引に関する新しい法律ができました
「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に公布されました。2024年秋頃までに施行される予定です。

法律の目的
この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、
①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と
③フリーランスの方の就業環境の整備
を図ることを目的としています。

法律の適用対象
発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引
フリーランス 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者 フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

この法律の対価
発注事業者がフリーランスに支払う対価は、原則として「消費者を相手に取引している」と見なされず、消費税が課税されません。

この法律の対価外
フリーランスが提供するサービスは、原則として「消費者を相手に取引している」と見なされず、消費税が課税されません。

内閣官房 公正取引委員会 労働部 厚生労働省

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者	義務項目	フリーランス
従業員を使用しない	①	従業員を使用していない
従業員を使用している	①、②、④、⑤	従業員を使用している
フリーランスに業務委託する事業者	①、②、③、④、⑤、⑥、⑦	

義務項目と義務内容

- 発注事業者は、発注する業務の「業務委託の目的」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示する。
- 発注事業者は、発注した業務を履行した日から起算して60日以内の報酬支払日を設定し、発注日に報酬を支払うこととする。
- 発注事業者は、発注した業務の履行を妨げる行為を禁止する。
- 発注事業者は、発注した業務の履行を妨げる行為を禁止する。
- 発注事業者は、発注した業務の履行を妨げる行為を禁止する。
- 発注事業者は、発注した業務の履行を妨げる行為を禁止する。
- 発注事業者は、発注した業務の履行を妨げる行為を禁止する。